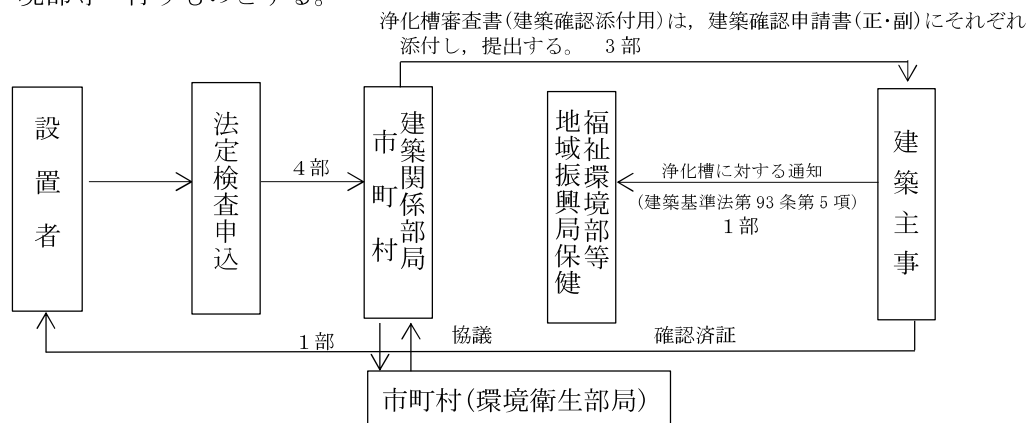


(2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合

【紙申請の場合】

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。



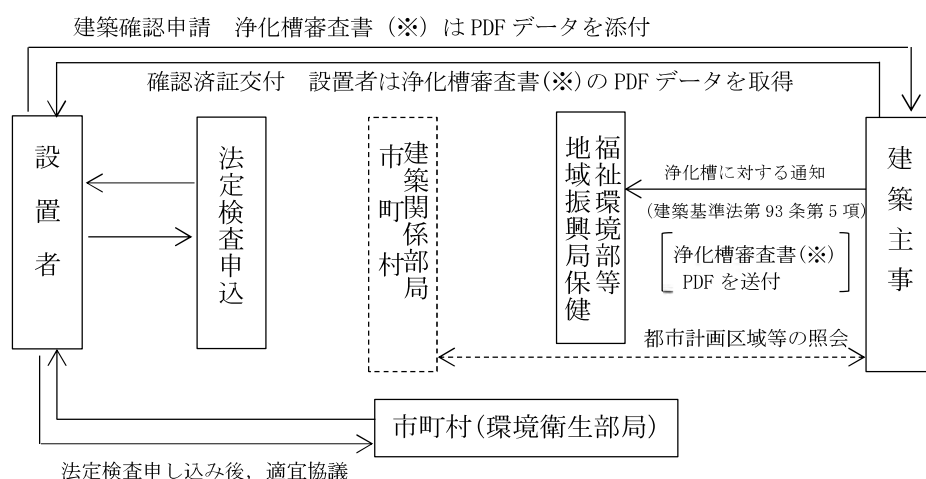
イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

【電子申請の場合】

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して建築主事に提出するものとする。建築主事は建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

※浄化槽審査書の添付図書のデータを含む。

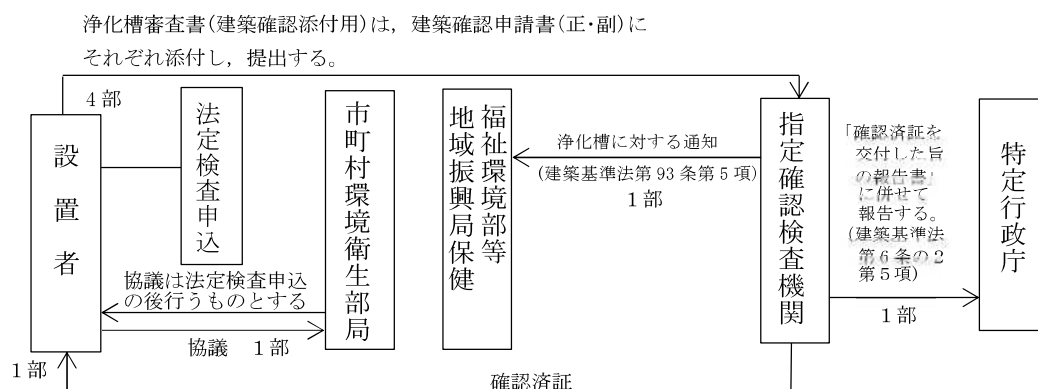


イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

(3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合
【紙申請の場合】

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。



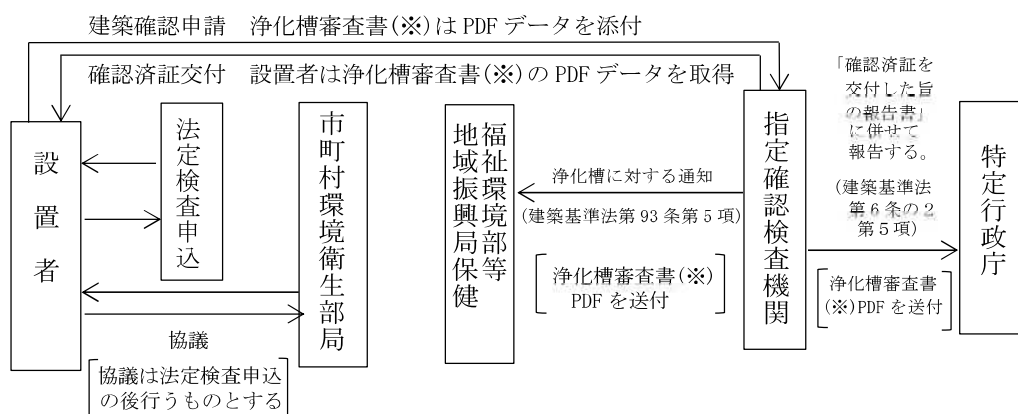
イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

【電子申請の場合】

ア 浄化槽設置者は、建築確認申請書に浄化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

※浄化槽審査書の添付図書のデータを含む。



イ 浄化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。